

○守谷市南守谷児童センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年3月31日

規則第11号

改正 平成22年3月29日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、守谷市南守谷児童センターの設置及び管理に関する条例（平成19年守谷市条例第24号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、守谷市南守谷児童センター（以下「児童センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第2条 条例第10条の規定により児童センターの施設を利用しようとする者は、守谷市南守谷児童センター施設利用許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）に提出しなければならない。

2 利用許可申請書は、次の各号の利用対象者について当該各号に掲げる期間に提出しなければならない。ただし、市長等が、当該利用について相当の理由があり、かつ、児童センターの施設の利用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 条例第8条第1項第1号から第5号及び第7号に規定する利用対象者 利用日の2箇月前から利用日当日の利用時間前

(2) 条例第8条第1項第6号に規定する利用対象者 利用日の1箇月前から利用日当日の利用時間前

(利用許可書の交付)

第3条 市長等は、利用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用を許可したときは、守谷市南守谷児童センター施設利用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(利用の変更及び取消し)

第4条 前条の利用許可書の交付を受けた者が許可事項の変更又は利用の取消しをしようとするときは、速やかに市長等に報告し、許可を受けなければならない。

(使用料の返還)

第5条 条例第14条ただし書きの規定により使用料の返還を受けようとする者は、守谷市南守谷児童センター施設使用料返還申請書(様式第3号)に領収書を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の返還を決定したときは、守谷市南守谷児童センター施設使用料返還決定通知書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用料等の免除)

第6条 条例第15条及び第16条第3項の規定により、使用料又は利用料金(以下「使用料等」という。)の免除を受けようとする者は、守谷市南守谷児童センター施設使用料等免除申請書(様式第5号)を市長等に提出しなければならない。

2 市長等は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、免除することを決定したときは、守谷市南守谷児童センター施設使用料等免除決定通知書(様式第6号)を当該申請者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日規則第14号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

守谷市南守谷児童センター施設利用許可申請書

申請日 年 月 日

守谷市長

あて

指定管理者

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、守谷市南守谷児童センター施設を利用したいので、守谷市南守谷児童センターの設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定により申請します。

なお、施設の利用に当たっては、守谷市南守谷児童センターの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則を遵守します。

記

利用の目的			
利用の日時	年 月 日( ) 時 分 から 時 分まで		
利用する施設	スタジオ1 スタジオ2 視聴覚室兼集会室, 調理室 工作室 会議室		
利用見込人数	大人 人	利用当日 の連絡先	住所 氏名 TEL
	小人 人		
	計 人		
持込品の有無	有・無	品名	
備考			

様式第2号(第3条関係)

守谷市南守谷児童センター施設利用許可書

申請日 年 月 日  
許可日 年 月 日

団体名 様  
(氏名)

守谷市長

指定管理者

下記のとおり、守谷市南守谷児童センター施設の利用を許可します。  
なお、施設の利用に当たっては、守谷市南守谷児童センターの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則を遵守願います。

記

利用の目的			
利用の日時	年 月 日( ) 時 分 から 時 分まで		
利用する施設	スタジオ1 スタジオ2 視聴覚室兼集会室, 調理室 工作室 会議室		
利用見込人数	大人 人	利用当日 の連絡先	住所 氏名 TEL
	小人 人		
	計 人		
持込品の有無	有・無	品名	
備考			

注 施設及び器具を破損した場合は、直ちに職員にご連絡ください。

様式第3号(第5条関係)

守谷市南守谷児童センター施設使用料返還申請書

申請日 年 月 日

守谷市長 あて

団体名 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_  
 代表者住所 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、守谷市南守谷児童センター施設の利用を取消し、使用料の返還を受けた  
 いので、守谷市南守谷児童センターの設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定によ  
 り申請します。

記

返還の理由			
利用日時	年 月 日( ) 時 分 から 時 分	※No.	
予約した施設	スタジオ1 調理室	スタジオ2 工作室	視聴覚室兼集会室、 会議室
返還金額内訳	スタジオ1	700円× 時間	円
	スタジオ2	700円× 時間	円
	視聴覚室兼集会室	100円× 時間	円
	調理室	100円× 時間	円
	工作室	100円× 時間	円
	会議室	50円× 時間	円
返還合計金額	金 _____ 円		
備考			

様式第4号(第5条関係)

守谷市南守谷児童センター施設使用料返還決定通知書

年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 様

守谷市長



下記のとおり、使用料の返還を決定したので、守谷市南守谷児童センターの設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

記

返還の理由			
利用日時	年 月 日( ) 時 分 から 時 分	※No.	
予約した施設	スタジオ1 調理室	スタジオ2 工作室	視聴覚室兼集会室、 会議室
返還金額内訳	スタジオ1	700円× 時間	円
	スタジオ2	700円× 時間	円
	視聴覚室兼集会室	100円× 時間	円
	調理室	100円× 時間	円
	工作室	100円× 時間	円
	会議室	50円× 時間	円
返還合計金額	金 _____ 円		
備考			

様式第5号(第6条関係)

守谷市南守谷児童センター使用料等免除申請書

申請日 年 月 日

守谷市長  
あて  
指定管理者

団体名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
代表者住所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、使用料等の免除を受けたいので、守谷市南守谷児童センターの設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定により申請します。

記

利用の目的				
利用の日時	年 月 日( ) 時 分 から 時 分まで			
利用する施設	スタジオ1      スタジオ2      視聴覚室兼集会室, 調理室      工作室      会議室			
利用見込人数	大人	人	利用当日 の連絡先	住所 氏名 TEL
	小人	人		
	計	人		
免除の理由				
備考				

様式第6号(第6条関係)

守谷市南守谷児童センター施設使用料等免除決定通知書

年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 様

守谷市長

指定管理者

下記のとおり、使用料等を免除しますので、守谷市南守谷児童センターの設置及び管理に関する条例施行規則第6条により通知します。

記

利用の目的			
利用の日時	年 月 日( ) 時 分 から 時 分まで		
利用する施設	スタジオ1 調理室	スタジオ2 工作室 会議室	視聴覚室兼集会室,
利用見込人数	大人 人	利用当日 の連絡先	住所 氏名 TEL
	小人 人		
	計 人		
免除の理由			
備考			



様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第6条関係)